

令和5年6月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和5年6月市議会定例会

議案目次

議案番号	件 目	頁
認第6号	専決処分事件の報告及び承認について（令和5年度焼津市一般会計補正予算（第2号））	1
認第7号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について）	8
認第8号	専決処分事件の報告及び承認について（焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	11
認第9号	専決処分事件の報告及び承認について（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）	13
認第10号	専決処分事件の報告及び承認について（損害賠償の額の決定について）	15
認第11号	焼津市ほか1組合公平委員会委員の選任について	別冊
認第12号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第13号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第14号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第15号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
認第16号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
議第45号	令和5年度焼津市一般会計補正予算（第3号）案	別冊
議第46号	令和5年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
議第47号	焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議第48号	焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について	18
議第49号	焼津市温泉スタンド条例の制定について	21
議第50号	豊田地域交流拠点施設建設用地の取得について	25
議第51号	焼津市道路線の認定について	26
報第7号	令和4年度一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について	27
報第8号	令和4年度港湾事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について	30
報第9号	令和4年度公共下水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	32
報第10号	令和4年度一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書の報告について	34
報第11号	焼津市土地開発公社の令和5年度事業計画について	別冊
報第12号	一般財団法人焼津市勤労者福祉サービスセンターの令和4年度決算状況及び令和5年度事業計画について	〃
報第13号	専決処分事件の報告について（マンホール蓋破損事故に起因する損害賠償事件について）	36

専決処分事件の報告及び承認について

「令和5年度焼津市一般会計補正予算（第2号）」を令和5年4月24日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度焼津市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,945,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月24日専決処分  
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,038,151	150,000	7,188,151
	2 国庫補助金	1,097,048	150,000	1,247,048
歳入合計		57,795,129	150,000	57,945,129

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		18,220,497	150,000	18,370,497
	3 児童福祉費	7,865,517	150,000	8,015,517
歳出合計		57,795,129	150,000	57,945,129

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,038,151	150,000	7,188,151
歳入合計	57,795,129	150,000	57,945,129

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	18,220,497	150,000	18,370,497	150,000	0	0	0
歳出合計	57,795,129	150,000	57,945,129	150,000	0	0	0

## 2. 歳入

款 項 目	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	7,038,151	150,000	7,188,151
2 国庫補助金	1,097,048	150,000	1,247,048
2 民生費国庫補助金	214,445	150,000	364,445
歳 入 合 計	57,795,129	150,000	57,945,129

## 3. 歳出

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	18,220,497	150,000	18,370,497	150,000	0	0	0
3 児童福祉費	7,865,517	150,000	8,015,517	150,000	0	0	0
7 子育て世帯 生活支援特別 給付金給付 事業費	0	150,000	150,000	150,000	0	0	0
歳 出 合 計	57,795,129	150,000	57,945,129	150,000	0	0	0

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
5 子育て世帯生活支援特別給付金	150,000	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 (価格高騰追加支援) 補助率 10 / 10

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,566	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 (価格高騰追加支援) 150,000
3 職員手当等	2,686	
4 共済費	407	
8 旅費	141	
10 需用費	250	
11 役務費	800	
12 委託料	9,000	
13 使用料及び賃借料	150	
18 負担金、補助及び交付金	135,000	

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一般職

### (1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,527	583,657	3,334,986	2,149,435	6,068,078	1,171,952	7,240,030	
補正前	1,526	582,091	3,334,986	2,146,749	6,063,826	1,171,545	7,235,371	
比較	1	1,566	0	2,686	4,252	407	4,659	

### 職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	56,224	90,914	45,170	71,154	107,677	7,282	331,025	0
補正前	56,224	90,914	45,170	71,154	107,677	7,282	328,665	0
比較	0	0	0	0	0	0	2,360	0

  

区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当
補正後	0	0	1,325,328	75,391	39,270
補正前	0	0	1,325,002	75,391	39,270
比較	0	0	326	0	0

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	770	0	2,867,537	1,914,520	4,782,057	947,621	5,729,678
補正前	770	0	2,867,537	1,912,160	4,779,697	947,621	5,727,318
比較	0	0	0	2,360	2,360	0	2,360

### 職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	56,224	90,914	45,170	71,154	85,667	4,001	318,360	0
補正前	56,224	90,914	45,170	71,154	85,667	4,001	316,000	0
比較	0	0	0	0	0	0	2,360	0

  

区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当
補正後	0	0	1,136,260	67,500	39,270
補正前	0	0	1,136,260	67,500	39,270
比較	0	0	0	0	0



イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	757	583,657	467,449	234,915	1,286,021	224,331	1,510,352
補正前	756	582,091	467,449	234,589	1,284,129	223,924	1,508,053
比較	1	1,566	0	326	1,892	407	2,299

職員手当の内訳

(単位 千円)

区分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	0	0	0	0	22,010	3,281	12,665	0
補正前	0	0	0	0	22,010	3,281	12,665	0
比較	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	189,068	7,891	0			
補正前	0	0	188,742	7,891	0			
比較	0	0	326	0	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増減分		
		その他の増減分	0	会計年度任用職員給料
職員 手当	2,686	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	2,686	時間外勤務手当 2,360 会計年度任用職員期末手当 326

認第7号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和5年3月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

専第6号

焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月31日専決処分  
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

## 焼津市条例第24号

### 焼津市税条例の一部を改正する条例

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第26項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」

を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第21条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第28条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の焼津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

##### （軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の焼津市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



認第8号

専決処分事件の報告及び承認について

「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和5年3月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

専第7号

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月31日専決処分  
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

## 焼津市条例第25号

### 焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

焼津市国民健康保険税条例（昭和41年焼津市条例第16号）の一部を次のように改正する。  
第21条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の焼津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

認第9号

専決処分事件の報告及び承認について

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を令和5年3月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

専第8号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月31日専決処分  
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。



## 焼津市条例第26号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年焼津市条例第17号)の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第4条第2項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第2項中「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第3項中「同号又は同項第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第2項中「同項第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「同号又は同項第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「同号又は同項第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「同項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

(焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年焼津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(焼津市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 焼津市子ども・子育て会議条例(平成25年焼津市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例の一部改正)

第4条 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例(平成20年焼津市条例第84号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

専決処分事件の報告及び承認について

「損害賠償の額の決定について」を令和5年4月24日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月1日提出  
 焼津市長 中野 弘道

専第9号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のように専決処分する。

令和5年4月24日専決処分  
 焼津市長 中野弘道

損害賠償の額	2,000,000円
事件の概要	<p>令和4年5月23日に右母趾内側痛で焼津市立総合病院の整形外科を受診した女性が両側外反母趾と診断され、6月17日に右第一足趾外反症矯正手術を受けた。療養期間中であった7月12日に術後創部壊死が認められたため、創部処置を実施したが、同月15日に造影CTや皮膚灌流圧検査の結果、閉塞性動脈硬化症等の下肢動脈の閉塞が判明した。その後も壊死組織が拡大したため、他の病院での血管内治療を経て、9月2日に焼津市立総合病院において右下肢切断術を施行し、女性は、11月28日に退院した。</p> <p>これらの事実経過に対し、焼津市立総合病院としては初診時の診断に基づく処置には問題はなかったと判断したが、標準術前検査の範囲では閉塞性動脈硬化症が判明しなかった経緯もあるため、右下肢切断に至った結果に対して見舞金として上記の額を支払うこととし、女性と和解したもの</p>

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

受付年月日	内 容
令和4年5月23日	女性（当時84歳）が右母趾内側痛での歩行困難を主訴に、焼津市立総合病院の整形外科を受診。両側の母趾変形著明で、両側外反母趾と診断され、手術の方針となった。
令和4年6月6日	外来にて患者に対し手術の目的、具体的な方法、起こりうる合併症について説明し、今回の手術は右外反母趾に対して行う方針となった。
令和4年6月16日 及び翌日	6月16日に入院し、翌日右外反母趾に対して、第一足趾外反症矯正手術を施行
令和4年7月12日	術後創部壊死を認め、右第5趾内側にも壊死組織あり
令和4年7月15日	造影CT、SPPにて閉塞性動脈硬化症、右総腸骨動脈、両側浅大腿動脈の閉塞、びまん性の動脈壁不整、下腿動脈の閉塞が判明。壊死組織は、右母趾全体と小趾、第4趾に広がった。
令和4年8月5日	本人及び家族に右下肢切断術について説明。
令和4年8月15日 から同月17日	閉塞性動脈硬化症に対する血行再建目的で他の医療機関に転院し、同月17日に当該医療機関にて血管内治療が施行された。
令和4年8月22日	焼津市立総合病院に再入院
令和4年9月2日	右下腿切断術を施行
令和4年11月28日	女性が退院

焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月1日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

焼津市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年焼津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

## 焼津市税条例の一部を改正する条例（案）

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に、「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「法第17条の2の規定によつて」を「法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3

項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「法第17条の2の規定によって」を「法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項（この条例による改正後の焼津市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の焼津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき焼津市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

焼津市温泉スタンド条例の制定について

焼津市温泉スタンド条例を次のとおり制定する。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

焼津市温泉スタンド条例（案）

（設置）

第1条 温泉を効率的に利用し、市民の健康の増進と公共の福祉に寄与するとともに、地域振興を促進するため、焼津温泉スタンド（以下「温泉スタンド」という。）を設置する。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉 温泉供給施設（焼津市温泉供給条例（昭和43年焼津市条例第26号）第2条第2号に規定する温泉供給施設をいう。以下同じ。）から供給される温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。
- (2) 一般使用者 温泉を個人の浴用に使用する者をいう。
- (3) 業務使用者 温泉法第15条第1項の規定による許可を受けた者で、温泉を浴用に供する施設を所有するものをいう。
- (4) 販売者 温泉運搬車（温泉を運搬することのできる装備を有する車両をいう。）を使用して温泉を販売する者をいう。
- (5) 温泉スタンド 一般使用者、第4条第2項に規定する温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者又は販売者に温泉を販売する温泉供給施設として、市が設置するものをいう。

（温泉スタンドの名称等）

第3条 温泉スタンドの名称、位置、使用することができる者及び使用時間は、別表のとおりとする。

（温泉スタンド給湯許可）

第4条 温泉スタンドから温泉の供給を受けようとする業務使用者及び販売者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「温泉スタンド給湯許可」という。）に際し、必要な条件を付することができる。

（温泉スタンド給湯許可の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、温泉スタンド給湯許可をしないことができる。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 温泉供給施設設置の目的に反すると認められるとき。



(3) その他温泉の管理運営上特に支障があると認められるとき。

(届出の義務)

第6条 温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者及び販売者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 温泉スタンドの使用を開始し、又は廃止しようとするとき。

(2) 温泉スタンドの使用を休止し、又は再開しようとするとき。

(3) 温泉の用途を変更しようとするとき。

2 温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者及び販売者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 住所（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者氏名）を変更したとき。

(2) 温泉スタンドを破損させたとき。

(3) 温泉スタンドに異常があるとき。

(計量)

第7条 温泉スタンドによる温泉の使用量は、市が温泉スタンドに設置した計量器により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(使用量の算定)

第8条 温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者及び販売者は、温泉スタンドを使用した日の翌日までにその使用量を市長に申告しなければならない。

2 市長は、前項の申告に基づく使用量を1月ごとまとめて集計するものとする。

3 一般使用者の使用量及び前項の規定により集計した販売者の当該月分の使用量に10リットル未満の端数があるときは、これを10リットルとする。

4 温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者の第2項の規定により集計した当該月分の使用量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月分に含めて集計するものとする。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、温泉スタンドによる温泉の供給の停止又は減量若しくは供給時間の制限その他の措置を講ずることができる。

(1) 天災地変、温泉供給施設の破損その他避けることのできない事故が発生したとき。

(2) 供給量に不足が生じたとき。

(3) 温泉供給施設の維持修繕を必要とするとき。

(4) 他の使用者又は近隣に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 温泉スタンドの設備、備品等が損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(6) その他やむを得ない事情があると認めたとき。

2 前項の措置により、一般使用者又は温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者若しくは販売者に損害が生じて、市はその責を負わない。

(一般使用者等の責務)

第10条 一般使用者並びに温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者及び販売者は、市長の指示に従い、細心の注意をもって温泉スタンドを使用しなければならない。

(温泉スタンド給湯許可を受けた者の変更)

第11条 温泉スタンド給湯許可を受けた者を変更しようとするときは、市長の許可を受け

なければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用の停止又は温泉スタンド給湯許可の取消し)

第12条 市長は、温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者又は販売者が次の各号のいずれかに該当するときは、温泉スタンドの使用を停止することができる。

(1) 第4条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(2) 使用料を指定期限までに納付しないとき。

(3) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市長は、温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者又は販売者が次の各号のいずれかに該当するときは、温泉スタンド給湯許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、その許可を受けたとき。

(2) 第4条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 前項第1号に規定する事由については是正措置等を行わないとき。

(4) 使用料を相当な期間滞納しているとき。

(5) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第13条 市役所スタンド（一般用）を使用する一般使用者は、使用料として第8条の規定により算定した使用量に、温泉10リットル当たり100円を乗じて得た額を市に納付しなければならない。

2 市役所スタンド（業務用）又は焼津港1号井スタンド（業務用）を使用する温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者は、使用料として第8条の規定により算定した使用量に、温泉1立方メートル当たり462円を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）を、市長が指定する日までに納付しなければならない。

3 市役所スタンド（業務用）又は焼津港1号井スタンド（業務用）を使用する温泉スタンド給湯許可を受けた販売者は、使用料として第8条の規定により算定した使用量に、温泉10リットル当たり100円を乗じて得た額を、市長が指定する日までに納付しなければならない。

(減免)

第14条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(延滞金等)

第15条 温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者及び販売者が使用料を指定期限までに納付しない場合の督促及び延滞金の取扱いについては、焼津市税外収入督促等に関する条例（昭和39年焼津市条例第16号）の例による。

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に科する。

(損害賠償の義務)

第17条 温泉スタンドを破損させ、又は滅失させた者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力によるものであると認められる場合においては、この限りではない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第13条第2項の規定にかかわらず、市役所スタンド（業務用）又は焼津港1号井スタンド（業務用）を使用する温泉スタンド給湯許可を受けた業務使用者が納付すべき使用料（令和5年9月分から令和10年3月分までのものに限る。）は、次の表により算出した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

区 分	温泉1立方メートル当たり使用料
令和5年9月分から令和6年3月分まで	275円
令和6年4月分から令和8年3月分まで	330円
令和8年4月分から令和9年3月分まで	385円
令和9年4月分から令和10年3月分まで	440円

(準備行為)

3 この条例の施行の日以後の温泉スタンドの使用に係る許可その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

名 称	位 置	使用することができる者	使用時間
市役所スタンド（一般用）	焼津市本町二丁目16番32号（焼津市役所本庁舎）	一般使用者	使用の状況等に応じ、市長が別に定める。
市役所スタンド（業務用）	焼津市本町二丁目16番32号（焼津市役所本庁舎）	業務使用者及び販売者	
焼津港1号井スタンド（業務用）	焼津市中港一丁目95番1号（焼津港1号井）	業務使用者及び販売者	

## 豊田地域交流拠点施設建設用地の取得について

豊田地域交流拠点施設を建設するための用地として下記の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

## 記

取得しようとする土地	地目	取得面積 (㎡)	取得金額 (円)	取得先
小土字道東 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]	雑種地 田 雑種地 畑 田 畑	4655.11	144,050,000	[redacted] [redacted]
小土字道東 [redacted] [redacted] [redacted]	畑 畑 畑	431.20	8,950,000	[redacted] [redacted]

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

## 焼津市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
大住中島分譲地四号線	焼津市大住 639 番 1 地内	
	焼津市大住 642 番 4 地内	
小柳津京田分譲地線	焼津市小柳津 680 番 5 地内	
	焼津市小柳津 683 番 9 地内	
三和幼稚園北分譲地線	焼津市三和 1181 番 1 地内	
	焼津市三和 1181 番 1 地内	

令和4年度一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により令和5年度に繰り越した繰越明許費に係る歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

令和4年度焼津市線越明許費繰越計算書

(単位:円)

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳								一般財源	
					既収入特定財源				未収入特定財源					
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他	国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務	1 総務管理費	生活応援事業費(価格高騰重点支援)	105,000,000	105,000,000	0	0	0	0	0	105,000,000	0	0	0	0
2 総務	1 総務管理費	生活者消費支援特別給付事業費(価格高騰重点支援)	40,163,000	31,263,000	0	0	0	0	0	7,150,000	0	0	0	24,113,000
4 衛生	2 清掃費	不燃ごみ収集車両購入費	8,865,000	8,865,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,865,000
6 農林水産業費	1 農業費	肥料価格高騰緊急対策事業費(総合緊急対策)	16,079,000	16,046,000	0	0	0	0	0	8,047,000	0	0	0	7,999,000
7 商工	1 商工費	中心市街地活性化支援事業費(物価高騰対策)	24,000,000	21,000,000	0	0	0	0	0	17,000,000	0	0	0	4,000,000
7 商工	1 商工費	省エネルギー投資促進事業費(価格高騰重点支援)	46,644,000	39,493,000	0	0	0	0	0	12,850,000	0	0	0	26,643,000
8 土木	2 道路橋梁費	保福島大島新田線道路改良事業費(社交金)	23,000,000	23,000,000	0	0	0	0	0	12,650,000	0	10,300,000	0	50,000
8 土木	2 道路橋梁費	越後島元大橋線ほか道路改良事業費(社交金)	30,600,000	30,600,000	0	0	0	0	0	15,300,000	0	15,300,000	0	0
8 土木	2 道路橋梁費	三ヶ名小屋敷線道路改良事業費(社交金)(物価高克服経済対策)	5,700,000	5,700,000	0	0	0	0	0	3,135,000	0	2,500,000	0	65,000
8 土木	2 道路橋梁費	市道舗装整備事業費(社交金)(0103号線)(物価高克服経済対策)	39,000,000	39,000,000	0	0	0	0	0	19,500,000	0	19,500,000	0	0
8 土木	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業費(物価高克服経済対策)	30,000,000	30,000,000	0	0	0	0	0	16,500,000	0	13,500,000	0	0
8 土木	3 河川費	潮風グリーンウォーク整備事業費	2,406,000	2,406,000	0	0	2,000	0	0	0	0	2,400,000	0	4,000
8 土木	4 都市計画費	立地適正化計画策定事業費	5,000,000	5,000,000	0	0	0	2,500,000	0	2,500,000	0	0	0	0
8 土木	4 都市計画費	立地適正化計画策定事業費(物価高克服経済対策)	7,000,000	7,000,000	0	0	0	0	0	3,500,000	0	0	0	3,500,000
8 土木	4 都市計画費	会下/島石津土地区画整理事業費(都再区画)(物価高克服経済対策)	79,200,000	76,979,000	0	0	0	0	0	25,679,000	0	51,300,000	0	0
8 土木	4 都市計画費	会下/島石津土地区画整理事業費(都再区画)	39,400,000	39,400,000	0	0	0	0	0	13,134,000	0	23,600,000	0	2,666,000
8 土木	4 都市計画費	会下/島石津土地区画整理事業費(市単独)	21,500,000	21,500,000	0	0	0	14,577,000	0	0	0	0	0	6,923,000
8 土木	4 都市計画費	会下/島石津土地区画整理事業費(旧地活交)(物価高克服経済対策)	2,000,000	1,321,000	0	0	0	0	0	721,000	0	600,000	0	0

令和4年度焼津市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

左の財源内訳

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳									
					既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源			
					国庫支出金	県支出金	地方債	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	その他		
10	教育費	2小学校費	194,260,000	194,260,000	0	0	0	0	102,398,000	30,962,000	0	60,900,000	0	0
10	教育費	2小学校費	51,700,000	51,700,000	0	0	0	12,631,000	13,169,000	0	25,900,000	0	0	
10	教育費	3中学校費	380,490,000	380,490,000	0	0	0	240,558,000	47,132,000	0	92,800,000	0	0	
11	災害復旧費	2土木施設災害復旧費	11,600,000	7,500,000	0	0	99,000	0	5,001,000	0	2,400,000	0	0	



令和4年度港湾事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告に  
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により令和5年度に繰り越した繰越明許費に係る歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

令和4年度焼津市繰越明許費繰越計算書

( 港湾事業特別会計 )

左の財源内訳

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						一般財源		
					既収入特定財源			未収入特定財源					
					国庫支出金	県支出金	地方債	国庫支出金	県支出金	地方債		その他	
2事業費	1事業費	改修(統合補助)事業費(社交金)(物価高克服経済対策)	95,000,000	95,000,000	0	0	0	0	38,000,000	0	57,000,000	0	0
2事業費	1事業費	港湾施設改良(統合補助)事業費(物価高克服経済対策)	30,000,000	30,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	16,000,000	0	4,000,000
2事業費	1事業費	海岸保全施設整備事業費(社交金)(物価高克服経済対策)	250,000,000	250,000,000	0	0	0	0	125,000,000	0	125,000,000	0	0

令和4年度焼津市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

令和4年度焼津市公共下水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により令和5年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

令和4年度焼津市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな負資産の限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1 建設改良費 水処理棟建築更新等工事業務	220,800,000	90,800,000	52,000,000	円	円	円	円	0	世界的な半導体等の不足により、部品調達が進まず機器製作に遅れが生じたこと等により、年度内での完了が困難となったため
1	資本的支出	1 建設改良費 管理汚泥積建築等工事業務	64,000,000	22,000,000	42,000,000	円	円	円	円	0	世界的な半導体等の不足により、部品調達が進まず機器製作に遅れが生じたこと等により、年度内での完了が困難となったため
		合 計	284,800,000	112,800,000	94,000,000	43,100,000	50,900,000	0	78,000,000	0	

令和4年度一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書の報告について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により令和5年度に繰り越した事故繰越しに係る歳出予算の経費について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

令和4年度事故線越計算書

建設部道路課

款 項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 容		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 容						説 明
			支出済額	支出未済額			既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源		
							国庫支出金	市債	国庫支出金	市債			
8 土木費 2 道路橋 梁費	三ヶ名小屋敷線道路 改良事業費(社交金) (コロナ克服経済対 策)	45,000,000	31,311,000	13,689,000	0	13,689,000	0	7,529,000	6,100,000	60,000		近年の社会的情勢により移転工期が遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。	

専決処分事件の報告について

「マンホール蓋破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年5月19日、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日提出  
焼津市長 中野 弘道

専第11号

マンホール蓋破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、マンホール蓋破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年5月19日専決処分  
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 藤枝市岡部町岡部6番地の1  
名称 志太広域事務組合
- 2 損害賠償額 99,000円

